

セントレイクスゴルフ倶楽部利用約款

第 1 条(約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、安全で快適なプレーをお楽しみ頂く為、本約款に従ってご利用頂きます。

第 2 条(利用約款の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいてスタート時刻を確認のうえ、来場者名簿に署名して下さい。署名により当倶楽部は利用約款に基づき署名者の施設利用をお引受けすることになります。

第 3 条(利用引受けの拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. 天災、降雪、雷雲、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
4. 暴力団員又は集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある物。又、施設利用者がその事情を知りながら暴力団員を同伴し、又は暴力団員を紹介して施設を利用させた者
5. 偽名又は他人名義での申込が行われたとき
6. その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

第 4 条(利用の申込み、予約金、違約金等)

当ゴルフ場の利用申込み、予約金、違約金等の取扱いについては、当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます

第 5 条(休場日、開場時間)

当ゴルフ場の各施設の休場日と開場時間は 当ゴルフ場の定めるところによります。
ただし臨時的に変更することがあります。

第 6 条(利用継続の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
3. 天災、降雪、雷雲、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
4. 偽名または他人名義での申込みが行われたとき
5. その他本約款に違反したとき

第 7 条(金銭、高価品の取扱い)

金銭、その他高価品については貴重品ロッカー又はフロントにお預け頂かない限り責任を負いません。尚、貴重品ロッカーの鍵及び貴重品袋控証の紛失による盗難事故については責任を負いません。

第 8 条(携帯品、自動車)

携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車について盗難、既存等事故が生じた場合も当倶楽部はその責任を負いません。
尚、携帯品のお忘れもの、遺失物の処理は法令にもとづいて取扱いさせていただきます。

第 9 条(ロッカー、貴重品ロッカーの鍵)

ロッカー及び貴重品ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりいたしません。鍵の紛失又は共用、その他代理人利用に起因する事故が発生した場合は責任を負いません。

尚、鍵の紛失においては、保証金として実費承ります。

第 10 条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

第 11 条(素振り)

素振りは前後左右を特に注意し、事故のないように行って下さい。尚、スタートされる組以外はティグラウンドに入らないで下さい。

第 12 条(飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

第 13 条(フォアキャディの合図)

フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合図でありますので、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

第 14 条(打者前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第 15 条(隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球して下さい。

第 16 条(退避及び退避所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 17 条(ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り速やかに次のホールへ進んで下さい。

第 18 条(雷雲、雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合は直ちにプレーを中止し退避所等安全な場所に退避して下さい。

第 19 条(火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。灰皿のない場所は禁煙です。

第 20(違反の場合の責任)

条利用者が第 10 条、第 12 条、第 13 条および第 15 条に違反し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条および第 18 条に違反し、自ら傷害等の被害を受けた場合は当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

第 21 条(プレー終了後のクラブ確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いないか慎重に確認して、ご署名下さい。署名後はクラブ不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

第 22 条(プレー終了後のバック引き渡し)

バックの引き渡しは、所定の場所において、お名前をご確認のうえ、お持ち帰り下さい。

第 23 条(施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場に施設および備品に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

第 24 条(施設内への持込品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

1. 動物のペット類
2. 著しく異臭を放つもの
3. 鉄砲、刀剣類および毒物類
4. 発砲、爆発の恐れのあるもの
5. 騒音を発するもの

第 25 条(行為の禁止)

施設内での下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内の立ち入り
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
5. 下駄、サンダル履、下着等での入場
6. 泥酔の方、伝染病の恐れがある方、感染のおそれがあるヒフ病をお持ちの方、イレズミをされた方のご入浴但し第 2 項、第 3 項について特に許可した場合を除きます。

以上